

## メキシコの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

メキシコ合衆国（スペイン語では「Estados Unidos Mexicanos」。英語では「The United Mexican States」。以下「メキシコ」という）は、北米大陸南部に位置する連邦共和国である。3世紀以降はマヤ文明、14世紀以降はアステカ文明が栄えたが、1517年にコルテス率いるスペインがアステカ帝国を滅ぼし、1521年にスペインの植民地となった。スペインによる支配は約300年間続いたが、1810年に始まった独立戦争の結果、1821年に遂にスペインからの独立を果たした。1846年から1848年にかけて領土争いで米国と戦った結果、テキサス、カリフォルニア等の広大な領土を失い、メキシコの国土は半減した。その後しばらくは独裁体制が続いたが、1910年から数十年間にわたるメキシコ革命により独裁体制は打倒された。1917年には現行のメキシコ憲法が制定された<sup>2</sup>。

世界有数の鉱業国であるメキシコでは、豊富な石油と銀が産出される。1994年には米国、カナダ及びメキシコの間で北米自由貿易協定（NAFTA）が発足した。メキシコにとって米国は最重要の隣国であるが、両国の間には、麻薬密輸、不法移民等の問題が常に横たわっていた。とくに米国でトランプ政権が発足してからは、NAFTAの再協議の可能性が議論されている。

日本との間では、2004年に「日本・メキシコ経済連携協定」（EPA）が締結され（2005年4月1日発効）、自動車製造業を中心とする日本企業のメキシコ進出が進んでいる。

メキシコの事実上の公用語はスペイン語である。メキシコは、スペイン語圏における最も人口の多い国である。

メキシコの法制度は、いわゆる「大陸法系」（その中でもフランス法系）に属し、成文法を法体系の中心に置いている。メキシコは、約300年間の長きにわたりスペインにより統治されてきたことから、メキシコの法制度は多くの点で、スペインの法制度<sup>3</sup>の影響を受けている。一般に、メキシコの法制度は、連邦法と州法等から構成される。本稿は、基本的

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 本稿におけるメキシコの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2017年版』（二宮書店、2017年）435頁等を参照した。

<sup>3</sup> スペインの法制度の概要については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第4回 スペイン」（『国際商事法務 Vol.41, No.1』（国際商事法研究所、2013年）所収）を参照されたい。

に、連邦法を対象とする。

日本企業のメキシコ進出が増加するに伴い、日本企業がメキシコにおける法律問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、メキシコの法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、メキシコの法制度の概要を紹介することとした。

## II 憲法

### 1 総説

メキシコ合衆国憲法（以下「メキシコ憲法」という）は、1917年に制定された。一般に、メキシコ憲法は世界一改正が多い憲法であるといわれている。即ち、メキシコ憲法は2007年までに175回の改正が行われ、改正された条項は457か条にのぼる<sup>4</sup>。

メキシコ憲法は、全136か条からなる（暫時の法条を除く）が、その中には、27条や123条のように、異常に長い条文も含まれており、日本国憲法とは条文の規定ぶりがかなり異なるといえる。

メキシコ憲法の体系は、表1のとおりである<sup>5</sup>。

表1：メキシコ憲法の体系

第1章	第1節 個人の保障について		第1条～第29条
	第2節 メキシコ国民について		第30条～第32条
	第3節 外国人について		第33条
	第4節 メキシコ市民について		第34条～第38条
第2章	第1節 国の主権について、及び統治の形態について		第39条～第41条
	第2節 連邦の構成		第42条～第48条

<sup>4</sup> 西修著『現代世界の憲法動向』（成文堂、2011年）107頁。

<sup>5</sup> 『メキシコ合衆国憲法概要』（参議院憲法調査会事務局、2003年）。表1の作成及び本稿における「憲法」の執筆にあたっては、基本的に同書の日本語訳に従った。なお、メキシコ憲法の英語訳（2015年改正までを反映したもの）は、下記ウェブページに掲載されている。

[https://www.constituteproject.org/constitution/Mexico\\_2015.pdf?lang=en](https://www.constituteproject.org/constitution/Mexico_2015.pdf?lang=en)

	部分について、及び 国の領土について		
第3章	第1節 権力の分立 について		第49条
	第2節 立法権につ いて		第50条
	第1部 議会の選挙 及び成立について		第51条～第70条
	第2部 法律の発議 及び作成について		第71条～第72条
	第3部 議会の機能 について		第73条～第77条
	第4部 常任委員会 について		第78条
	第5部 連邦の上級 会計検査について		第79条
	第3節 行政権力に ついて		第80条～第93条
	第4節 司法権力に ついて		第94条～第107条
第4章 公務員の責 任について、公務員 及び国の財産の責任 について			第108条～第114条
第5章 連邦の州に ついて、及び連邦直 轄区について			第115条～第122条
第6章 労働につい て、及び社会保障に ついて			第123条
第7章 総則			第124条～第134条
第8章 憲法の改正 について			第135条
第9章 憲法の不可 侵性について			第136条

暫時的法条			第 1 条～第 17 条
-------	--	--	--------------

## 2 統治機構

### (1) 大統領

「メキシコ合衆国大統領」(以下「大統領」という)は、行政府の長として、行政権を行使する。大統領は、国民の直接投票により選出される。大統領の任期は 6 年であり、再選は禁止されている。この再選禁止規定は、メキシコの 1917 年憲法が、ディアスの 35 年間にわたる独裁政権を打倒する革命において生まれたことに由来する。

大統領の権限としては、①法律の公布・実施、②国務大臣の任命・解任、③公使、外交代表及び総領事の任命、④陸海空軍の大佐・士官等の任命、⑤陸海空軍の配置、⑥国家警備隊の配置、⑦宣戦の布告、⑧検事総長の任命、⑨外交交渉、条約の締結、⑩最高裁判所裁判官候補者の名簿の上院への提出等である。

### (2) 立法府

連邦制を採るメキシコには、連邦の議会と各州の議会がある。

連邦レベルの立法権は、下院及び上院で構成される二院制の国会が行使する。

下院議員は、定数 500 名のうち、300 名は一人区、200 名は比例代表方式の選挙により選出される。任期は 3 年である。

上院議員は、定数 128 名のうち、96 名は 31 の州及び連邦直轄区(メキシコ市)から 3 名ずつ、32 名は比例代表方式の選挙により選出される。任期は 6 年である。

下院議員と上院議員のいずれについても、再選は禁止されている。この再選禁止規定は、単独の政党による長期支配を防止するためのものである。

議会の権限としては、①経済に関する案件の立法、②租税の賦課、③宣戦・陸海空軍等に関する立法、④労働に関する立法、⑤刑事に関する立法等がある。

法律を発議する権利は、大統領、連邦議会の下院議員及び上院議員、州の立法府に帰属する。法律案は、原則として、両議院が採択し、政府が公布することにより効力を生じる。

### (3) 司法府

連邦制を採るメキシコには、連邦裁判所と州裁判所がある。

連邦裁判所としては、最高裁判所のほか、選舉裁判所、巡回裁判所、地区裁判所がある。

連邦最高裁判所の裁判官は 11 名であり、任期は 15 年である。連邦最高裁判所の判決は、反対の判決が無く連續する 5 回の判決で、かつ、8 名以上の裁判官により支持された場合、判例としての法源性が認められる<sup>6</sup>。

連邦最高裁判所は、①一定の機関の間で争われた憲法訴訟、②連邦法に対して下院議員

<sup>6</sup> 前掲『メキシコ合衆国憲法概要』30 頁。

又は上院議員の 33%以上により提訴された違憲訴訟につき、最終的に審査する。

なお、1994 年の憲法改正により、「連邦司法審議会」が設立された。これは、下級裁判所裁判官の任命・配属等の人事、予算の編成等を職責とする司法府の一組織である。「連邦司法審議会」の構成員は 7 名で、任期は 5 年である。

### 3 人権

メキシコ憲法の「第 1 章 第 1 節 個人の保障について」には、詳細な人権カタログが規定されている（1 条～29 条）。また、その他の部分にも、人権に関する規定が含まれている。

メキシコ憲法の中で特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。日本国憲法に関する議論では見たことも聞いたこともないような権利が、メキシコ憲法には規定されていることがあり、非常に興味深い。

- ①先住民及びその共同体の権利及び保護について、詳細かつ具体的な規定が置かれていること（2 条）。
- ②カトリック教徒が圧倒的大多数を占めるメキシコであるが、教育は世俗的なものとされ、宗教からの独立が明記されていること（3 条 2 項）。
- ③新聞の犯罪の告発を口実にして、新聞の販売者、印刷工等が投獄されることを回避するための立法措置を要求していること（7 条 2 項）。
- ④メキシコの住民は、自己の安全及び適法な防衛のため、自己の住所に武器を所有する権利を有すること（10 条）。
- ⑤国の発展計画の策定に関する明文規定があること（26 条）。
- ⑥土地・水の所有権が本源的に国に帰属すること等、天然資源、領土、領海、核エネルギー、共有農地（エヒード）等に関する極めて詳細かつ具体的な規定があること（27 条）。
- ⑦独占禁止、独占事業、著作権・発明等に関する明文規定があること（28 条）。
- ⑧メキシコ国籍の取得及び喪失の要件に関する明文規定があること（30 条、37 条）。
- ⑨国家緊急事態における権利保障の停止に関する明文規定があること（31 条 3 号）。
- ⑩二重国籍者は、出生によるメキシコ国籍を要求される公職には就けないとの明文規定があること（32 条 2 項）。
- ⑪憲法で保障されている権利を侵害された者は、憲法で保障されている権利を侵害する法律又は政府の行為に対し、「保護請求の訴え」を連邦裁判所に提起することができる（107 条）。
- ⑫労働権及び社会保障等に関する極めて詳細かつ具体的な規定があること（123 条）。本条を含むメキシコ憲法は、ワイマール憲法の制定された 1919 年より 2 年早く規定されており、本条は、世界初の社会権規定であるといわれている。

#### 4 憲法改正

メキシコ憲法の改正のためには、議会の出席議員の 3 分の 2 の同意、及び州議会の多数の同意が必要であるが、国民投票は不要である。

前述したとおり、メキシコ憲法は 2007 年までに 175 回の改正が行われ、改正された条項は 457 か条にのぼる。このように、メキシコ憲法は、従来、頻繁かつ大量に改正が行われてきたわけであるが、その原因は、従来、制度的革命党が国政レベルでも地方レベルでも圧倒的多数派として政治を支配していたためであって、そのような支配が崩れた現在では、憲法改正はそれ程容易ではなくなったとの指摘がある<sup>7</sup>。

#### 5 法令

メキシコ法の法源としては、①憲法、②規制法（憲法の規定を実施するための法律）、③一般法（規制法以外の一般的な法律）、④判例、⑤学説、⑥慣習、⑦条約、⑧法的一般原則、⑨規則、⑩エクイティ等がある<sup>8</sup>。

また、メキシコ法には、連邦法と州法が存在すること、裁判所には連邦裁判所の系列と州裁判所の系列が存在することにも、留意が必要である。各州は、連邦と同様に、それぞれ、民法典、民事訴訟法典、刑法典、刑事訴訟法典等を有しているが、州法は連邦法の内容と類似していることが多い。商事法及び労働法については、連邦議会が専属的立法権限を有している。

### III 民法

一般に、メキシコの法制度は、連邦法と州法から構成されるが、連邦も各州も民法典を制定している。とはいっても、州の民法典は連邦の民法典の内容と類似していることが多い。

メキシコの現行の連邦民法典は、1928 年連邦民法典であるが、それ以前においても民法典が制定・施行されていた。1928 年連邦民法典は、1917 年に制定されたメキシコ憲法を受けて新しく起草されたものであり、1928 年 8 月 3 日に公布され、1932 年 10 月 1 日に施行された。1928 年民法典は、全 3074 か条で構成されている（経過規定を除く）。

メキシコの 1928 年連邦民法典の主な体系は、表 2 のとおりである<sup>9</sup>。

表 2：メキシコの 1928 年連邦民法典の主な体系

<sup>7</sup> 前掲『メキシコ合衆国憲法概要』32 頁。

<sup>8</sup> 阿部博友著「メキシコ法」（『世界の法律情報 グローバル・リーガル・リサーチ』（文眞堂、2016 年）所収）177 頁。

<sup>9</sup> 表 2 の作成及び本稿における「民法」の執筆にあたっては、中川和彦著「メキシコ国一九二八年連邦民法典（一）～（一八完）」（『成城法学 12、14～17、19～21、23～26、28～30、32、34～35』（成城大学法学会、1982～1990 年）所収）を参照した。

第1編 人について		第1章 自然人について、第2章 法人について、第3章 住所について、第4章 民事登録について、第5章 結婚について、第6章 親族について及び扶養について、第7章 父子関係及び親子関係について、第8章 親権について、第9章 後見について、第10章 親権解放について 第11章 不在者及び生死不明者について、第12章 家族財産について
第2編 財物について		第1章 前置諸規定、第2章 財物の種類、第3章 占有について、第4章 所有权について、第5章 用益權について、第6章 地役について、第7章 時効について、第8章 著作權について
第3編 相続について		第1章 前置諸規定について、第2章 遺言による相続について、第3章 遺言の方式について、第4章 法定相続について、第5章 遺言相続及び法定相続に共通の規定
第4編 債務について	第1部 債務について	第1章 債務の原因、第2章 債務の態様、第3章 債務の移転について、第4章 債務の効果、第5章 債務の消滅、第6章 不存在について及び無効について
	第2部 種々の種類の契約について	第1章 予備の契約—予約について、第2章 売買について、第3章 交換について、第4章 贈与について、第5章 消費貸借について、第6章 賃貸借について、第7章 使用貸借について、第8章 寄託について及び係争物寄託について、第9章 委任について、第10章 役務提供契約について、第11章 社団について及び組合について、第12章 射幸契約について、第13章 保証について、第14章 質権について、第15章 抵当権について、第16章 和解について
	第3部	第1章 債権の競合及び優先について、第2章 登記について
経過規定		

#### IV 会社法

メキシコの「商事会社一般法」<sup>10</sup>は、いくつかの種類の会社について規定しているが、実際上は、そのうち2種類の会社がよく利用されている。即ち、1つは「株式会社」(S.A.)であり、もう1つは「有限会社」(S. de R.L.)である。日本企業がメキシコに設立した子会社の大部分は、株式会社である。とくに、会社定款を改定せずに資本金を増減することが

<sup>10</sup> 会社法の日本語訳は、中川和彦著「メキシコ国1992年改正会社法」(『国際商事法務 Vol.21, No.11~Vol.22, No.2』(国際商事法研究所、1993年~1994年)所収)に掲載されている。

可能な「可変資本株式会社」(S.A. de C.V.)がよく利用されている（可変資本とする場合、社名の後に「C.V.」を付する必要がある）。また米国法人がメキシコに子会社を設立する場合は、米国での税務上の恩典を享受するために、有限会社が利用されることがある（なお、会社定款を改定せずに資本金を増減することが可能な「可変資本有限会社」(S. de R.L. de C.V.)とすることも可能である）。また、2006年に施行された証券市場法の改正により認められた新しい会社組織形態として、「投資促進株式会社」(SAPI)がある。これは、基本的には株式会社と同様の会社組織である（但し、取締役会の設置が必要である等の相違点がある）が、従前の株式会社では認められていなかった種類株式の発行、議決権行使の制限、株式譲渡の制限が可能とされる等、規制が緩和されていること等、従来の株式会社よりもプライベート・エクイティ投資を受け入れやすくしたものである<sup>11</sup>。

表3：メキシコ法における主な会社の種類

名称	スペイン語	特徴
有限会社	Sociedad de Responsabilidad Limitada (S. de R.L.)	原則として、出資者の責任は出資額に限定される。最低資本金の制限は無い。出資者は2名以上50名以下であることが必要である。出資者は、自然人か法人か、メキシコ居住者であるか否かを問わない。出資持分を譲渡するためには、出資持分の過半数を有する出資者の同意が必要。監査役会の設置は任意。
株式会社	Sociedad Anónima (S.A.)	原則として、株主の責任は出資額に限定される。最低資本金の制限は無い。株主は最低2名が必要である。株主は、自然人か法人か、メキシコ居住者であるか否かを問わない。株主総会、取締役又は取締役会、監査役又は監査役会の設置が必要。取締役は、株主であるか否か、メキシコ居住者であるか否かを問わない。監査役は、株主であるか否かを問わない。
投資促進株式会社	Sociedad Anónima Promotora de Inversión (SAPI)	基本的には株式会社と同様の会社組織である（但し、取締役会の設置が必要である等の相違点がある）が、従前の株式会社では認められていなかった種類株式の発行、議決権行使の制限、株式譲渡の制限が可能とされる等、規制が緩和されている

<sup>11</sup> 『メキシコにおける会社設立と清算の基本』（日本貿易振興機構メキシコ事務所、2016年）4～5頁。

		こと等、従来の株式会社よりもプライベート・エクイティ投資を受け入れやすくしたもの。
--	--	---

## V 民事訴訟法

前述したとおり、メキシコの裁判所には、連邦裁判所の系列と州裁判所の系列が存在する。連邦裁判所の管轄権については、メキシコ憲法 103～107 条に規定されている。商事紛争については、連邦裁判所と州裁判所のいずれも管轄権を有する。したがって、商事紛争につき訴訟を提起しようとする者は、連邦裁判所と州裁判所のいずれに提訴するかを選択することができる。但し、一般に、商事紛争の提訴を受けた連邦裁判所は、州裁判所に事件を移送することが多いといわれている<sup>12</sup>。

商取引に関する紛争解決手段としては、仲裁の利用が検討されることが多い。メキシコは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆる「ニューヨーク条約」）に加盟しており、UNCITRAL モデル法に準拠した近代的な仲裁法を有している。

## VI 刑事法

メキシコでは、従来より、とくに「腐敗・汚職」が大きな問題として存在してきた。メキシコの従前の贈賄規制においては、贈賄行為者個人を処罰するだけであり、法人処罰は限定的にしか認めていなかった。このような状況の下、メキシコにおいて続出した腐敗スキャンダルを受けて、2016 年に、腐敗防止に向けた制度改革が行われた。この制度改革には、①「行政責任一般法」、「国家腐敗防止システム一般法」、「連邦政府監査透明化法」及び「連邦行政裁判所基本法」の制定、並びに②「連邦検察基本法」、「連邦刑法」及び「連邦行政事務基本法」の改正を含む。このうち、贈賄行為に関する行政責任を規定した「行政責任一般法」について述べると、同法は、企業の両罰規定を置き、贈賄行為に関与した企業に対し、①取得した利益の 2 倍以下の制裁金、②3 か月以上 10 年以下の公共事業への参加禁止、③事業停止、④法人解散、⑤損害賠償等の責任を課すこととした<sup>13</sup>。

また、メキシコでは、「麻薬」も大きな問題である。メキシコ政府は、2006 年以降、治安当局だけでなく軍隊まで投入して麻薬カルテルを撲滅するという「麻薬戦争」を実行してきたことから、一定の成果は上がっているといわれている。

## VII 参考資料

<sup>12</sup> 阿部・前掲書 178 頁。

<sup>13</sup> 高橋大祐、ナマドバスクス・ラケル著「メキシコ進出の法務・リスクマネジメント」（『ビジネス法務 Vol.17, No.2』（中央経済社、2017 年）所収）92 頁。

以上、メキシコ法の概要を簡単に紹介してきたが、メキシコ法については、米国法ほど多くは無いものの、日本語の文献・論文等は少なからず存在する。とくに、中川和彦氏（成城大学名誉教授）の一連の著作・翻訳が相当数にのぼる<sup>14</sup>。

また、メキシコは米国に隣接しており、NAFTA 加盟国でもあるためか、英語の文献・論文等も、他のラテンアメリカ諸国よりも比較的多いように思われる。メキシコ法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: An Electronic Guide to Mexican Law」<sup>15</sup>等が参考になる。

以上、メキシコの法制度の概要を簡単に紹介したが、メキシコの法令は、（若干の日本語訳及び英語訳はあるものの、）スペイン語で記述されており、また、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、今後のメキシコの発展可能性、及び日本企業のメキシコ進出の増加傾向等を考えると、今後も、メキシコの法制度の動向については引き続き注視していく必要があろう。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.45 No.8』（国際商事法研究所、2017年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第4回 メキシコ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

---

<sup>14</sup> 既に脚注で引用したもののはか、ギリエルモ・フローリス・マルガダンS著、中川和彦訳『メキシコ法発展論』（アジア経済研究所、1993年）等がある。『メキシコ法発展論』では、マヤ、アステカ等の時代から現代にいたるまでのメキシコの法制度の発展の歴史が詳細に紹介されており、大変興味深い。

<sup>15</sup> <http://www.nyulawglobal.org/globalex/Mexico1.html>